

福教大教支第171号
令和元年6月28日

教育学部長
教育学研究科長
事務局長 殿

福岡教育大学長
櫻井孝俊

気象警報等発表時における授業等の取扱いについて（重要通知）

学生の安全を確保することを目的として、福岡地方又は北九州地方に特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪に限る。）並びに警報（大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪に限る。）（以下「特別警報等」という。）が発表され，JR九州が運休した場合に限り，授業及び試験を中止すること（以下「休業措置」という。）について下記のとおり取り扱うこととしましたので，通知します。

なお、平成23年4月1日付け福教大教支第460号「台風等における授業等の取扱いについて」（重要通知）は、廃止します。

記

1 休業措置の基準

- (1) 特別警報等が発表され，JR鹿児島本線（教育大前駅を含む区間）が以下のとおり運休した場合に休業措置を講じる。気象警報，JR鹿児島本線の運休の発表及び解除に関する情報は，各自インターネット，マスメディア等により確認することとする。

運休の解除	授業等の取扱い
午前6時前に解除された場合	通常どおり
午前9時前に解除された場合	午前中休業措置
午前9時時点で解除されない場合	全日休業措置

- (2) 特別警報等が発表され，JR鹿児島本線が上記以外の区間で運休した場合は，学長，教育学部長及び研究科長が協議の上，休業措置の有無を判断する。

2 授業開始後の休業措置

授業開始後，特別警報等が発表された場合は，学長，教育学部長及び研究科長が協議の上，危険と判断された時間以降は，休業措置を講じる。

3 不測の事態の休業措置

前2項に規定するもののほか，地震その他の不測の事態が発生した場合や天候の悪化等により学生に危険が及ぶと予見される場合は，学長，教育学部長及び研究科長が協議の上，休業措置を講じる。

4 周知方法

学生及び教職員への周知は、ポータルシステム及び本学公式ホームページによる通知により行う。なお、非常勤講師については、ポータルシステム、本学公式ホームページ又は本学の教員を通じて周知することを原則とする。

5 補講及び追試験

休業措置を講じた後は、学長、教育学部長及び研究科長の判断により授業の補講及び追試験等その他代替の措置を講ずるものとする。

(担当部署)

教育支援課 教務企画グループ

電話：0940-35-1246, 1483

E-Mail：[kyouscho@fukuoka-edu.ac.jp](mailto:kyoucho@fukuoka-edu.ac.jp)